

男鹿市訓令第12号

男鹿みなと市民病院の診療行為手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年9月8日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿みなと市民病院の診療行為手当支給規程の一部を改正する訓令
男鹿みなと市民病院の診療行為手当支給規程（平成17年男鹿市訓令第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(看護職員等処遇改善料) 第12条 (略) 2及び3 (略) <u>4 前2項の規定にかかわらず、年間の総支給額がコロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)により実施する処遇改善に係る診療報酬等の総額を下回ることが見込まれる場合は、第2項に規定する支給額に市長が別に定める額を加算することができる。</u>	(看護職員等処遇改善料) 第12条 (略) 2及び3 (略)
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。